

合併協議会の役割

○ 法定協議会の位置づけ

合併特例法では、市町村合併をしようとする場合、合併に先立つて、その合併への参加を検討している関係市町村により、合併協議会という組織を設けることが義務付けられている（法第3条第1項）。

このため、しばしば、この法定の合併協議会が設置されることイコール合併の意思決定だと、みなされがちである。

確かに政治的には、事実上、この合併協議会の設置イコール合併の意思決定である場合も多い。

しかしながら、少なくとも法制度上は、合併協議会の設置イコール合併の意思決定ではない。制度上は、合併協議会は、あくまでも、合併すべきかどうかを含めた、合併に関するあらゆる事柄を協議する組織だとされている。

成田地域任意合併検討協議会資料より

○ 合併協議会で協議される内容

1 合併に関する調査研究・情報提供

- 合併後の将来構想の策定
- 行政の現況調査
- メリット、デメリットの検証
- 住民の意識調査
- 講演会や地域説明会の開催
- 合併協議会だよりの発行

2 合併に関する具体的な調整協議

- 合併的方式及び合併の時期
- 新市の名称及び市役所の位置
- 行政の事務事業全ての調整【税・料・サービスなど】
- 一般職の職員・特別職の身分等の取扱
- 議員・農業委員会の定数、報酬、任期など

3 市町村建設計画の策定

- 合併後のまちづくりに関する基本的な計画の策定
【別記参照】

* 行政事項のあらゆる内容について協議されます。

[別記]市町村建設計画



合併後の新市のグランドデザインになるもので、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関する将来像を示し、これによって合併の適否を判断してもらう材料のひとつになるものです。

合併特例債などの財政支援措置の適応のためには、市町村計画に事業計画を位置づける必要があります。

成田地域任意合併検討協議会資料より

設置の要件

法定合併協議会が設置されるためには、11市町村の全ての議会の議決が必要となります。したがいまして、仮にひとつの市町村でも否決された場合には、法定合併協議会は設置されません。また、今回の議案提出は、住民発議による合併協議会設置請求を受けているわけではありませんので、法定合併協議会設置についての住民投票は講求できません。仮に、住民発議による請求を行おうとする場合は、合併対象市町村を示し、あらためて法定合併協議会の設置請求を行うことになります。

■ 構成市町村名：成田市、富里市、栄町、下総町、神崎町、大栄町
多古町、栗源町、芝山町、横芝町、蓮沼村
[2市8町1村=11市町村]

《情報の提供》

合併協議会で協議・調整された結果については、合併協議会として共通の「合併協議会だより」を発行し、現状をお知らせしていくことになります。

また、合併の是非を判断していただくために、合併協議会の調整内容と実際に構成市町村がそれぞれ実施しているサービス等の比較をし、地域住民の皆さんにメリットやデメリットなど、説明会や独自の広報によりお知らせしていくことになります。そのほか、単独のシミュレーションなどを示していくことになります。

最終的な合併の是非は、議会の判断が必要になります。したがいまして、その前に町民のみなさんが必要とする情報等を、的確に公表していきます。

編集後記

今回は、法定合併協議会を主な題材として取り上げました。これからは、成田地域11市町村の共通認識として「合併協議会だより」が発行されることになります。

町では、合併協議会だよりとは別に、栄町の現状と合併協議会結果の比較など、町民のみなさんが知りたい情報を適宜お知らせしていきたいと考えています。また、情報提供にあたっては、誤解を招いたり、一定の方向に誘導したり、誤った情報を提供することによって、町民の皆さんに混乱が生じたり、関係市町村に迷惑をかけることのないよう、正確な情報をお伝えする限り速やかに、お知らせするための努力をしてまいります。

なお、皆さんからお寄せいただくご意見は、大変貴重な情報となります。なんでも結構ですので、栄町役場・企画政策室までお寄せください。

■ 問合せ先

栄町総務企画事業部

企画政策室政策管理グループ

電話番号：0476（95）1111

【内線325】

Eメール：kikaku@town.sakae.chiba.jp

